

## 審査方法及び優先交渉権者等の決定について

### 1 提案の審査

#### (1) 基本的な考え方

提案について、審査委員会が審査を行い、第2次審査において最も高い点数を得た提案を最優秀提案、2番目に高い点数を得た提案を優秀提案、それ以下の点数の場合は優良提案として選定します。その後、当該審査の結果に基づき、本市が優先交渉権者及び次点交渉者等を決定します。

#### (2) 審査委員会

##### ①委員の構成

審査委員会は、関係団体職員及び関係行政職員6名以内で構成します。

##### ②委員等への働きかけの禁止

応募事業者の各構成員が、募集要項の公表時から最優秀提案及び優秀提案の選定前までに、審査委員会の委員に対し、本プロポーザルに対して有利な扱いを受けるように働きかけを行うことを禁止します。

#### (3) 審査の手順

##### ①第1次審査（参加資格要件審査）

市担当課において、提案書受付時に提出された資料に基づき、参加資格要件等について、確認、審査を行います。参加資格の確認基準日は、令和4年9月27日（火）とします。

第1次審査において、参加資格の要件を満たさない場合は失格とします。

第1次審査通過後、第2次審査の実施日、実施場所等を連絡します。

##### ②第2次審査

審査委員会に置いて、第1次審査を通過した提案について、応募者のプレゼンテーション及び審査委員との質疑応答を踏まえ、提案書の内容を評価項目ごとに総合的に審査します。

応募事業者1者あたりの最大持ち時間は、説明30分、質疑応答30分とします。

応募事業者1者あたりの出席者は2名までとします。

荒天・災害等、第2次審査の実施が困難な場合を除き、応募者が正当な理由なく遅刻又は欠席した場合は失格とします。

## 2 第2次審査の評価項目及び配点

### (1) 評価項目及び配点表

評価項目		配点	
1 公的負担の軽減に関する事項			
(1)放映時間内において、市の広告枠の時間を十分に確保することができるか。	20点	40点	
(2)市に納入する放映料の提案金額 全ての提案者中最も高い価格（最高価格）で除した割合に配点を乗じて求める。 評価点＝提案価格 / 最高価格 × 20点	20点		
2 周辺環境の配慮に関する事項			
(1)設置するビジョンの本体・支柱等の塗色が、米子市公会堂及び隣接する建築物と調和がとれているか。	20点	40点	
(2)設置する設備の規模が、米子市公会堂及び周辺環境の景観に配慮されているか。	20点		
3 その他自由提案		20点	
合 計		100点	

### (2) 評価項目 1(1)及び 2～3 の得点化表

判断基準	評価	得点化方法
特に優れた提案である	A	配点 × 1.0
優れた提案である	B	配点 × 0.8
標準的な提案である	C	配点 × 0.6
やや物足りない提案である	D	配点 × 0.4
物足りない提案である	E	配点 × 0.2

### (3) 当初提案者に対するインセンティブの付与

本事業の当初提案者に対して、合計得点の5パーセントを付与します。

### (4) 市内事業者の振興に資するインセンティブの付与

市内に本社、本支店、営業所を有する応募事業者からの提案に対して、合計得点の5パーセントを付与します。

### (5) 評価点基準点

合計得点が50点未満の場合は、最優秀提案または優秀提案として選定しません。

### 3 審査の結果

#### (1) 優先交渉権者等の決定

本市は、審査委員会による最優秀提案、優秀提案及び以降の順位の提案に係る選定結果を踏まえ、優先交渉権の順位を決定します。

決定結果は、全応募事業者へ速やかに文書で通知し、電話等による問い合わせには応じません。

#### (2) 優先交渉権者等の公表

優先交渉権者等の決定後、優先交渉権者及び次点交渉権者の事業者名を公表します。

また、優先交渉権者から提出された提案書関係書類のうち、提案概要書（様式6）を本市のホームページ等で公表します。

#### (3) 優先交渉権者の資格喪失

優先交渉権者が以下の①～③のいずれかに該当した場合は、優先交渉権者の資格を喪失します。

優先交渉権者が応募グループである場合、構成員の一部が優先交渉権者の資格喪失に該当した場合も、優先交渉権者の資格を喪失します。

ただし、当該構成員が代表構成員でなく、かつ、当該構成員が欠けても提案内容の履行に重大な影響が及ばないことが明らかである等、本市が止むを得ないと認めた場合は、この限りではありません。

①参加資格を満たすことが出来なくなった者

②正当な理由なく本市と広告事業実施契約及び公有財産の貸付けに係る契約の締結に至らない者

③信用に重大な疑義を生じる客観的な事由（事実上の倒産、虚偽報告等）が発生した者

#### (4) 次点交渉権者の地位

優先交渉権者が前記資格喪失事由に該当し資格を喪失した場合は、次点交渉権者が優先交渉権者としての地位を取得します。